



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

261	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	1
262	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	1
263	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	2
264	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
265	道路の供用開始	( " ).....	2
266	道路の区域変更	( " ).....	3
267	道路の供用開始	( " ).....	3
268	道路の区域変更	( " ).....	3
269	道路の供用開始	( " ).....	4
270	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	4
271	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	4
272	"	( " ).....	5
273	"	( " ).....	6
274	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第261号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字下尾井字西ノ峰681、682、709、710、712、720、724、725、732の2、732の4から732の7まで
- 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第262号

令和2年和歌山県告示第103号（以下「告示第103号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
堀田安彦
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第103号のとおり

**和歌山県告示第263号**

令和2年和歌山県告示第67号（以下「告示第67号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
浅間栄子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第67号のとおり

**和歌山県告示第264号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町鶴川字柳谷36 2番1地先から同町鶴川字峠谷38 3番8地先まで	旧	7.08 } 10.57	329.63	
同上	新	7.50 } 52.30	329.63	

**和歌山県告示第265号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町鶴川字柳谷362番1地先から同町鶴川字峠谷383番8地先まで

供用開始の期日 令和2年2月25日

#### 和歌山県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市鷹匠町七丁目20番14地先から同市鷹匠町七丁目20番20地先まで	旧	13.34 ） 13.46	17.37	
同上	新	27.00	17.37	

#### 和歌山県告示第267号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市鷹匠町七丁目20番14地先から同市鷹匠町七丁目20番20地先まで

供用開始の期日 令和2年2月25日

#### 和歌山県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上鞆渕那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市赤沼田字向峯410番1地先から同市赤沼田字向峯411番1地先まで	旧	3.18 } 5.30	76.40	
同上	新	7.76 } 16.16	76.40	

**和歌山県告示第269号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上鞆渕那賀線

供用開始の区間 紀の川市赤沼田字向峯410番1地先から同市赤沼田字向峯411番1地先まで

供用開始の期日 令和2年2月25日

**和歌山県告示第270号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
田（181）、小浜（344）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第271号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）

という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小畑 (101) (I-90081)、小畑 (102) (I-90082)、小畑 (103) (I-90083)、小畑 (104) (I-90084)、小畑 (105) (I-90085)、小畑 (106) (I-90086)、小畑 (107) (I-90087)、小畑 (108) (II-90460)、小畑 (109) (II-90461)、野中 (101) (I-90088)、野中 (102) (II-90463)、野中 (103) (II-90464)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小畑 (110) (II-90462)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東谷1 (II-392)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

(5-389-2-015)、(5-389-1-007)、東二本松(I-2176)、黒栖(II-4923)、東大谷(II-4924)、清水原(II-4926)、浦(II-4927)、寺の下(I-1323)、東岩代山内(II-4960)、山内井谷(II-4965)、山内1(II-4966)、山内2(II-4967)、山内3(II-4968)、山内(III-2736)、埴田1(I-4084)、埴田2(I-4085)、堺2(II-4969)、晩稲(102)(II-50667)、晩稲(103)(II-50668)、晩稲(104)(I-50242)、晩稲(105)(II-50669)、晩稲(106)(II-50670)、晩稲(107)(II-50671)、晩稲(108)(II-50672)、晩稲(110)(II-50674)、晩稲(111)(II-50675)、晩稲(112)(II-50676)、晩稲(113)(II-50677)、晩稲(114)(I-50243)、晩稲(115)(II-50678)、晩稲(116)(II-50679)、晩稲(117)(I-50244)、晩稲(118)(II-50680)、晩稲(119)(II-50681)、晩稲(120)(II-50682)、晩稲(122)(II-50684)、晩稲(123)(II-50685)、晩稲(124)(II-50686)、晩稲(125)(II-50687)、晩稲(126)(I-50245)、晩稲(127)(II-50688)、晩稲(129)(II-50690)、埴田(104)(I-50247)、埴田(107)(I-50248)、埴田(108)(I-50249)、埴田(113)(I-50251)、埴田(101)(II-50702)、埴田(102)(II-50703)、埴田(103)(II-50704)、埴田(105)(II-50705)、埴田(106)(II-50706)、埴田(110)(II-50708)、埴田(115)(II-50711)、山内(101)(I-50252)、山内(105)(I-50253)、山内(113)(I-50254)、山内(120)(I-50255)、山内(125)(I-50257)、山内(126)(I-50258)、山内(102)(II-50712)、山内(103)(II-50713)、山内(104)(II-50714)、山内(106)(II-50715)、山内(107)(II-50716)、山内(108)(II-50717)、山内(109)(II-50718)、山内(111)(II-50720)、山内(114)(II-50722)、山内(115)(II-50723)、山内(116)(II-50724)、山内(117)(II-50725)、山内(118)(II-50726)、山内(119)(II-50727)、山内(121)(II-50728)、山内(122)(II-50729)

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

晩稲（101）（Ⅱ-50666）、晩稲（109）（Ⅱ-50673）、晩稲（121）（Ⅱ-50683）、晩稲（128）（Ⅱ-50689）、埴田（112）（Ⅰ-50250）、埴田（109）（Ⅱ-50707）、埴田（111）（Ⅱ-50709）、埴田（114）（Ⅱ-50710）、山内（110）（Ⅱ-50719）、山内（112）（Ⅱ-50721）、山内（123）（Ⅱ-50730）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日

至 令和4年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号及び平成30年和歌山県告示第366号の事業地に、和歌山県橋本市隅田町真土、隅田町平野、隅田町山内の一部を加える。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号及び平成30年和歌山県告示第366号の事業地のうち、和歌山県橋本市隅田町山内の一部を削る。